

プラスチック製容器包装の 分別にご協力ください！

プラスチック製容器包装は、正しく分別されていれば、貴重な資源として再利用することができます。もう一度、分別方法を確認し、ごみを正しく出しましょう。

環境政策課環境衛生係 ☎44-3115



1 プラスチック製容器包装とは

商品を入れているもの(容器)や、包んでいるもの(包装)で、中身を取り出した後、使い切ったりした後に不要になるプラスチック製品のことです。

「マーク」の表示が目印ですが、表示がなくても対象になるものもあります。

プラスチック製容器包装の分別区分は、「容器包装リサイクル法」により決められ、全国統一の基準になっています。

◎対象となる主なもの

- ・ 生鮮食品などのトレイ
- ・ シャンプー、歯磨き粉などの容器
- ・ ペットボトルのふた、ラベル
- ・ 菓子類などの袋
- ・ 商品を包んでいたプラスチック製のシート、フィルム
- ・ インスタント食品などの容器
- ・ 家電製品の発泡スチロール製緩衝材 など



◎プラスチック製容器包装と間違えやすいもの

次のものは、「プラスチック製容器包装」ではありません。分別の際には注意しましょう。

「革製品・その他プラスチック」に分別するもの：ポリバケツ、おもちゃ類、長靴、靴、プラスチック製ハンガー、CD、DVD など、「容器」や「包装」ではないプラスチック製品

2 プラスチック製容器包装の出し方

中身を使い切って、汚れや固形物は、布や紙でふき取るか、水で軽く洗ってから、資源ごみ・埋立ごみの収集日に出してください。

また、収集場所では、プラスチック製容器包装を持ち運ぶために詰めてきた小袋などから出して、「プラスチック類回収容器」のかごに入れてください。

◎プラスチック製容器包装の収集では、「こんなルール違反が目立っています！」

① プラスチック製容器包装以外のごみが入られる：リサイクルの過程で、機械が壊れたり、事故につながったりする可能性があります。危険です。

② レジ袋などの小袋に詰めたまま収集かごの中に入れる：「燃やせるごみ」や「その他プラスチック」が混ざっていないか、確認する作業に手間取ることになり、効率的なリサイクルができなくなります。

③ 汚れが付いたままのプラスチック製容器包装を入れる：食品の食べ残しなどの異物が多く混入すると、リサイクル製品の品質が落ちたり、機械が壊れてしまったりすることもあります。



収集後は手作業で再点検
(市内の中間処理施設にて)

3 正しく分別すると 何か良いことがあるの？

効率的なリサイクルにより、品質の良い製品ができるだけでなく、資源の枯渇を防ぐことができます。

また、異物混入や汚れが少ない自治体には、プラスチック製容器包装のリサイクルを推進している(財)日本容器包装リサイクル協会から、お金(拠出金)が支払われます。袋井市では、平成23年度には、1,266万円の拠出金をいただきました。



袋井市から集まったプラスチック製容器包装の、異物混入などの検査
(指定リサイクル工場にて)

4 何にリサイクルされるの？

プラスチック製品の原料となつて、プラスチック製のパレットや、園芸用プラントナー、ポリ袋などの日用品や、土木建築用資材に生まれ変わります。

